

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

武蔵野市

2 構造改革特別区域の名称

武蔵野市児童発達支援センター給食搬入特区

3 構造改革特別区域の範囲

武蔵野市の全域

4 構造改革特別区域の特性

武蔵野市（以下「本市」という。）は昭和22年11月3日に市制が施行され、人口は14万6,203人（平成30年9月1日現在）、市域は東西6.4km、南北3.1km、面積10.98㎢と自治体としては狭小であり、地形はおおむね平坦である。

本市は、新宿から約12km、電車で約20分の至近にあり、23区と多摩地区を結ぶ東京の『芯』に位置している。市内を東西に貫通するJR中央線に沿って主に三駅圏に分かれており、市の玄関として、デパートや専門店などの商業集積をもつ吉祥寺圏、三鷹駅から北側に伸びる文化・行政ゾーンの中央圏、武蔵境駅を中心に、亜細亜大学などの文教施設と中核病院である日赤病院をもつ武蔵境圏と三域の個性を生かしつつ、全体が調和したまちづくりを進めている。

本市の障害児支援施策としては、平成21(2009)年に「子どもと親の元気を応援します！」というテーマのもと、都営住宅1階部分に「みどりのこども館」をオープンし、社会福祉法人武蔵野（以下「同法人」という。）が本市と指定管理契約を結び運営を行っている。「みどりのこども館」は、「おもちゃのぐるりん」（地域の子育て支援）、「こども発達支援室ウィズ」（発達の支援）、「地域療育相談室ハビット」（発達の相談）と、それぞれが特色を持った事業を行い、同じ館内で各事業の特色を共有できるというメリットを活かしながら、「療育・教育・卒後」の支援へと、年代ごとに支援が途切れることのないよう、一人ひとりの発達段階に応じた一貫した支援体制の構築に取り組んでいる。

現在の課題としては、近年障害児や発達障害児の増加、療育の普及に伴い、ハビットの相談件数が急増しており、相談待機期間が延びている状況がある。また、毎日型の児童発達支援を希望する児童が増えているため、受け入れ先の施設が不足しているほか、保育園等の施設増加に伴い、巡回相談のニーズも高まっている状況である。

さらに、第5期障害福祉計画等に係る国の基本指針の見直しにより、各市町村に対して平成32(2020)年度末までに児童発達支援センター（以下「センター」という。）の設置が成果目標の一つとして位置づけられるなど、市内のセンター設置の必要性が高まっている。

このような背景から「みどりのこども館」の一部（ウィズ、ハビット）をセンターに移行することとしているが、センターでは施設内で調理を行い食事の提供を行うこ

とが義務付けられており、移行にあたっての障壁となっている。

センターへ移行するウィズについては、施設内調理以外のセンターに求められる機能的な基準は満たしており、食事の提供はこれまで外部搬入により提供を行ってきた。センター移行後に施設内調理に転換することについては、ウィズのような小規模な施設では、運営経費が割高となる他、必要な調理スペースを施設内に確保することが困難な状況である。

5 構造改革特別区域計画の意義

児童発達支援センターは、障害児通所支援事業を実施するとともに、地域の障害児やその家族への相談や助言を行うなど、地域の中核的な役割を担う障害児の療育支援施設として位置づけられている。

本特定事業により、児童発達支援センターにおける給食の外部搬入が実施されることで、調理室スペースの最小化が図られ、現在、限られたスペースで事業運営を行っている施設の有効活用が可能となる。

ハビットについては、課題となっている相談待機期間の短縮を図るため、新たに相談室の設置や拡充を行う。また、社会福祉士や心理士などの専門職員を新規に配置することで相談支援体制の強化を図る。ウィズについては、定員を10名から20名に増員することで、児童の活動スペース等を増やし、希望者全員の毎日通園の期待に応えていく。

センター事業の実施により、ハビットとウィズの一体的な運営が行われ、療育の拠点機能としての充実と質の向上、住民サービスの向上が期待される。

今回、指定管理を行う同法人本部は、みどりのこども館から徒歩10分、車でも5分以内の至近にある武蔵野障害者総合センター内にあり、調理施設も同センター内に整備されている。現在、給食の調理は外部業者へ委託しており、みどりのこども館をはじめ、障害者施設や高齢者施設などへの給食調理を行っている。その実績から様々な障害特性に応じた多様な食形態の対応と安全な食事提供が可能であると考えている。

6 構造改革特別区域計画の目標

給食の外部搬入による運営コストの合理化を図ることで、児童発達支援センターの設備や人員配置などに費用をかけることが可能となり、センター全体の経営の安定と質の高い療育サービスの充実を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

給食の外部搬入を実施することで、事業運営の合理化や経営の安定が見込まれる。また、児童発達支援センター化に伴い、身近な地域における療育拠点としての機能が充実し、早期療育・早期支援につながることで、本市における障害児支援体制の更なる充実が図られる。

8 特定事業の名称

939 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

1 特定事業の名称

939 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内の児童発達支援センター

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

平成 32 (2020) 年 4 月 1 日

4 特定事業の内容

構造改革特別区域内における児童発達支援センターの管理運営については、市が指定した指定管理者が行う。給食については、指定管理者と民間事業者の契約に基づき、民間事業者において調理を行う。

搬送については、児童発達支援センターの職員が、提供する給食の形態等の状況を踏まえながら、適切に管理し搬送する。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 環境整備

構造改革特別区域内における児童発達支援センターでは、給食の調理やアレルギー除去食など利用児童個々の特性に合わせた対応については、必要な調理器具等が整備されている搬入元の武蔵野障害者総合センターの調理施設で外部委託業者が行う。給食の搬送や保存、配膳、冷蔵・冷凍、提供、アレルギー除去食などの確認については、指定管理者が責任を持って行う。

(2) 児童の特性に応じた対応

給食の提供は昼食 1 回とし、献立等については法人職員の管理栄養士が作成するとともに利用児童の発達状況や障害特性に応じた調理方法の工夫、保護者などに対する食事指導など必要な配慮を行う。また、除去食など個別的な対応が必要な場合も、同じ調理施設内で調理を行い搬入する。

食物アレルギー児については、年 1 回以上保護者から提出される医師の診断書の指示内容に基づき、除去食を提供する。また、児童の食事の様子を常に観察し、特に配慮すべき点については職員間で共有を図り、必要に応じて保護者と面接を行うなど、適切な食事の提供につなげていく。

検食については毎回利用児童に提供する前に法人職員が行うこととし、異物混入等の異常がないか確認を行うとともに、検食日誌を日々記録し保管する。

(3) 衛生管理

外部搬入を行う際の衛生基準の遵守については、「保護施設等における調理業務の委託について」(昭和62年3月9日付社施第38号)において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について」(平成5年2月15日指第14号)第4の2の規定を遵守し、常に衛生管理を徹底するよう市は指定管理者を指導する。

(4) 委託契約等の締結

構造改革特別区域内における児童発達支援センターの給食は、指定管理者と民間事業者の契約に基づき、センターから車で5分以内の場所に位置する調理施設で事業者が調理を行う。

調理にあたっては、「構造改革特別区域における「障害児施設における調理業務の外部委託事業」について(平成18年3月31日障発第0331011号)」の3(2)及び(3)を遵守することとし、運営管理者は、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たしうる体制及び調理業務の受託者との契約内容を確保する。また、調理業務の受託者については、センターにおける給食の主旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。

(5) 食を通じた子どもの健全育成(食育)

給食の提供及び食を通じた子どもの健全育成(食育)については、「武蔵野市食育推進計画」の内容を基本とし実施する。

食事は大切な生活習慣のひとつであるため、食べる力の基礎をつくり、食べることの楽しさ、大切さを伝えるための支援を行う。また、障害特性により食べ物へのこだわりがある子どもに食べることを通して、人との関係の基礎をつくり、要求行動や意欲を育てる。

通所支援計画の中に、障害児の発育及び発達の過程並びにそれぞれの障害の特性に応じて食に関し、配慮すべき事項を定めた食育に関する事項を盛り込み、健康な生活の基本としての食を営む力の育成を図っていく。

【武蔵野市児童発達支援センターの概要】

- 1 定員 20名

- 2 実児童数(給食を提供する児童数。児童発達支援の利用児童のうち、長時間の療育を受ける児童) 20名

- 3 職員数 14名
 - 内訳 児童発達支援管理責任者 1名
 - 保育士 6名(非常勤含む)
 - 児童指導員 5名(非常勤含む)

機能訓練担当者 1名

看護師 1名

4 調理室の面積 11.85 m²

5 調理設備・器具

流し台、IHクッキングヒーター、冷凍冷蔵庫、電子レンジ、配膳台、電気炊飯器、電気ポット、収納棚

6 配送計画（案）

時 間	調理部門 (武蔵野障害者総合センター)	武蔵野市児童発達支援センター
午前7時00分	調理開始	
午前10時40分	調理完了、配送開始	
午前10時50分		受取、配膳準備
午前11時30分		配膳、喫食
午後0時30分		給食終了
午後1時00分	容器回収	